

## 行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会（第 5 回）議事概要

1 日時：令和 7 年 5 月 15 日（木）10:00～11:35

2 場所：総務省（中央合同庁舎 2 号館）10 階 1004 会議室及びオンライン

3 出席者：（構成員）

大屋座長、宍戸構成員、原田（久）構成員、原田（大）構成員、山本構成員、  
横田構成員

（総務省行政管理局）

平池行政管理局長、津村調査法制課長、岡崎法制管理室長

4 議事概要

（1）開会

（2）議題（1）これまでの議論について

事務局から、資料 1 「これまでの議論について」に基づき説明を行った。

（3）議題（2）意見交換

主に、今後の検討の方向性や国外実態調査を通じて深掘りすべき点について、意見交換を行った。構成員からは、

・学習データ項目の数と、人間に対する説明可能性はトレードオフの関係にあるとの意見もあり、（説明可能性を下げても）人間ができないことを AI が実現するという旨みをとるのか、最終的な責任を人に帰着させる以上、説明可能性を重視し学習データ項目数を抑制するのかという点について議論を深めるべき。その際、説明可能性には、AI を使う公務員に対するものと、最終的に影響を受ける私人等に対するものがある。導入に当たっては、現場レベルでは、短期的に見るとこれまでの業務に加えて AI への対応が求められるというコスト増によるデメリットが目につくところ、それを上回るメリットや納得感を示すことが必要である点にも留意すべき。

・これまででは、行政における AI の利活用を懇意しながら、すべきこと、してはならないことも示さず、導入側のイニシアチブに任せている状況だが、手探りでの対応を強いているので、誤りが発生する可能性もある。導入可能な使い方、レベル感、導入の際に必要な対応（文書で整理すべき事項など）等について検討すべき。

・人材育成やノウハウの蓄積・継承の観点から、現行の随意契約の枠組みだけで足りるのかということも含め、契約制度との関係についても検討すべき。例えばノウハウがベンダー側に偏ることは、ベンダーロックインを生じさせたり、発注者（行政）からの統制が利きにくくなるという問題もある。行政側でもノウハウを継承しベンダーをコントロールできる体制を備えることが重要だが、行政側の知識・能力の限界をどのように乗り越えていくべきかということも考える必要がある。

・これまでの横展開は、好事例に係る情報を共有し、それぞれの自覚を促すのみであったが、もう一步踏み込んでシステム（ツール）の提供・共有まで行う方が効果的。その際、行政の効率性原則との関係から検証可能性を高めるためには、バージョンが異なる

複数のシステムを用いて精度の比較を行うことなども考えられるところ、こうした手法をとり得るかどうかは利用目的やレベルによっても異なるので、平等原則、比例原則との関係も踏まえて整理してガイドライン等で示すことが必要ではないか。ただし、最終的に人の判断を経る場合、純粋なシステム精度の差分は直接検知できないため、AI によって行政官がどれほど楽になったか、又は行政官の判断にどれほど合理的に影響を与えたかを確認するため、プロセスを分節化して記録を残すことが必要ではないか。

・今回の調査によって、AI の導入に当たって、どのような記録を残すべきか等について、行政機関側に問題意識があることが把握できたことを踏まえれば、最初から完成されたルールとして示すのではなく、各機関と伴走型でルール作りに取り組んだり、支援していくことも考えると良いのではないか。また、ルール策定に当たっては、民間企業で先行する取組も参考になるのではないか。

・プッシュ型給付などについて、既存の行政通則法を様々に応用してパートを組み合わせて対応するのか、体系的に明確に整理して規律すべきかについても検討すると良いのではないか。（現時点では申請主義の枠組みを維持する範囲で検討していると考えられるが、）仮に今後これまでの申請主義とそれに対する行政庁の処分という考え方から逸脱するものを実施するとすれば、それを可能とする行政通則法的な体系が必要であるところ、その場合にも、公正性等を考えなければいけないのではないかということは問題意識として示す必要がある。

・論点にも濃淡あると考えられ、どこまでの射程を考えた議論なのかという整理を総論的にした上で、各論部分が整理されるような建て付け、つまり、それら各論についての将来的な課題や利用可能性という位置付けで整理を示すことが必要。

・今後検討を深めるに当たっては、国外において、特に、機械学習型 AI を自動意思決定に使用すべきではないという感覚はほぼ共通しているように思われるが、ルールベース型 AI については、異議申立てに係る一定の留保の下、自動意思決定への利用を可能としているところもあり、その書き分けは参考になる。

・国外調査においては、今議論している点に加え、日本よりも進んだ取組を行っている点について、なぜ取り組めているのか確認出来ると良い。その際、実際に業務に当たる公務員や、市民の受け止めについては、もともとの行政と市民の距離感や関係性によっても変わり得ることには留意し、そうした背景事情も含めて調査すべき。また、情報開示や行政への市民参加の仕組みや、何を処分と位置付けているか等についても異なり得るので、これら前提となる情報も踏まえた調査とすべき。

・国外事例について、自動化決定の一般法ができた経緯は、各国で様々なストーリーがありそうなので、よく確認することが必要。

などの意見があった。

#### (4) 閉会

事務局から、次回日程等の案内があった。

以上